

地域密着型サービス事業所等の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

デイサービス あかり

申請者	神奈川県三浦市南下浦町上宮田1443-1F 合同会社あかり 代表社員 白木 雄司
事業所名称	デイサービス あかり
事業所の所在地	横須賀市大矢部3-43-2
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和6年4月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。12月30日～1月3日まで休業)
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	9:00～16:15
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	交通費 実費(自動車を使用した場合は10円/1km) 食費(おやつ代含) 850円 おむつ・リハビリパンツ 150円 パッド 100円 その他の日常生活費 実費

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（デイサービス あかり）	
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員		適正に配置 （介護福祉士 2人）	
	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者			
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 看護師又は准看護師	/
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員		1以上は常勤	生活相談員常勤2人 （うち1人は介護職員と兼務） 介護職員常勤2人
機能訓練指導員		1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（デイサービス あかり）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$33.47 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(扉のある部屋)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

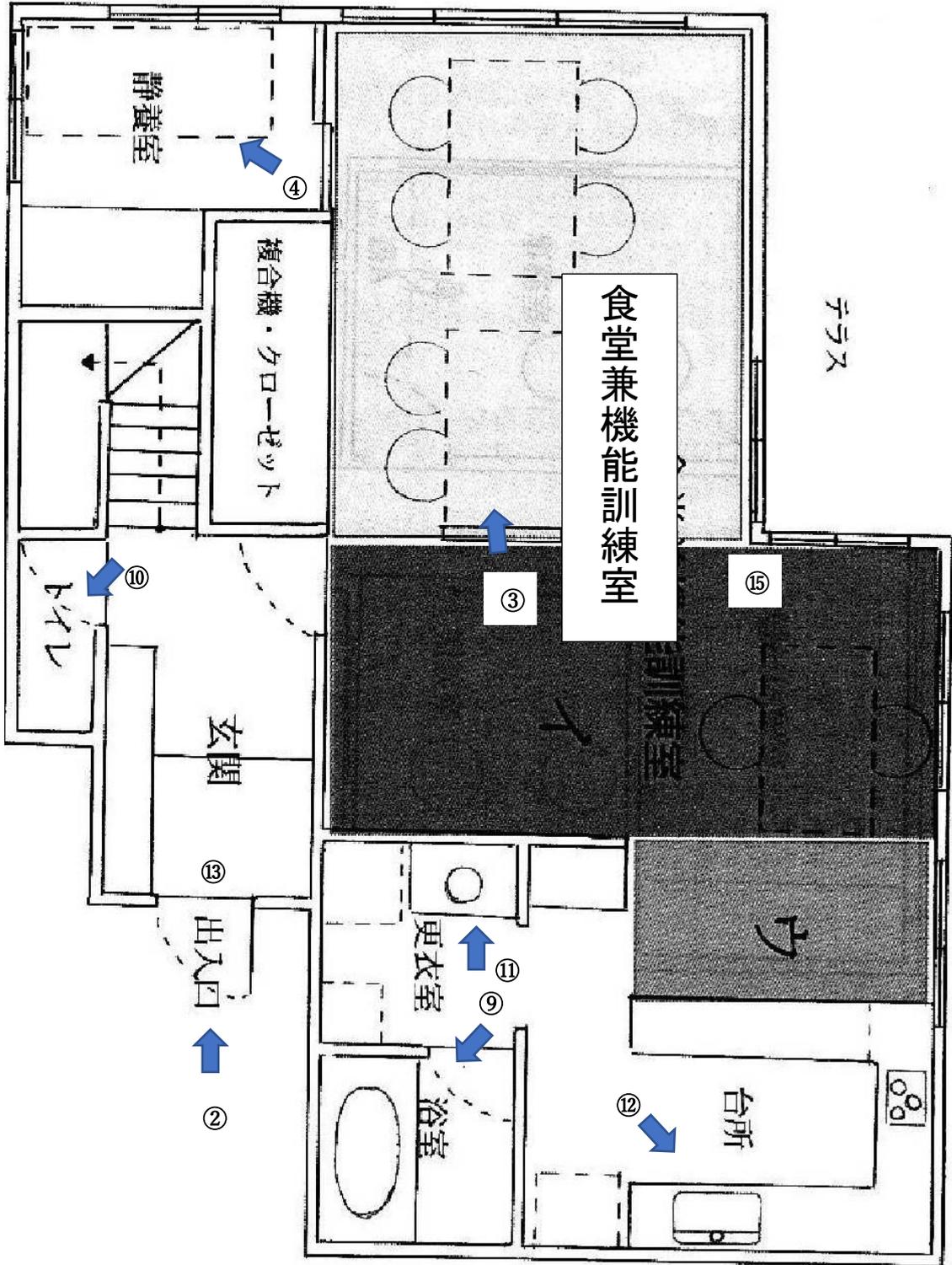
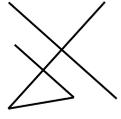
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

デイサービス あかり 位置図

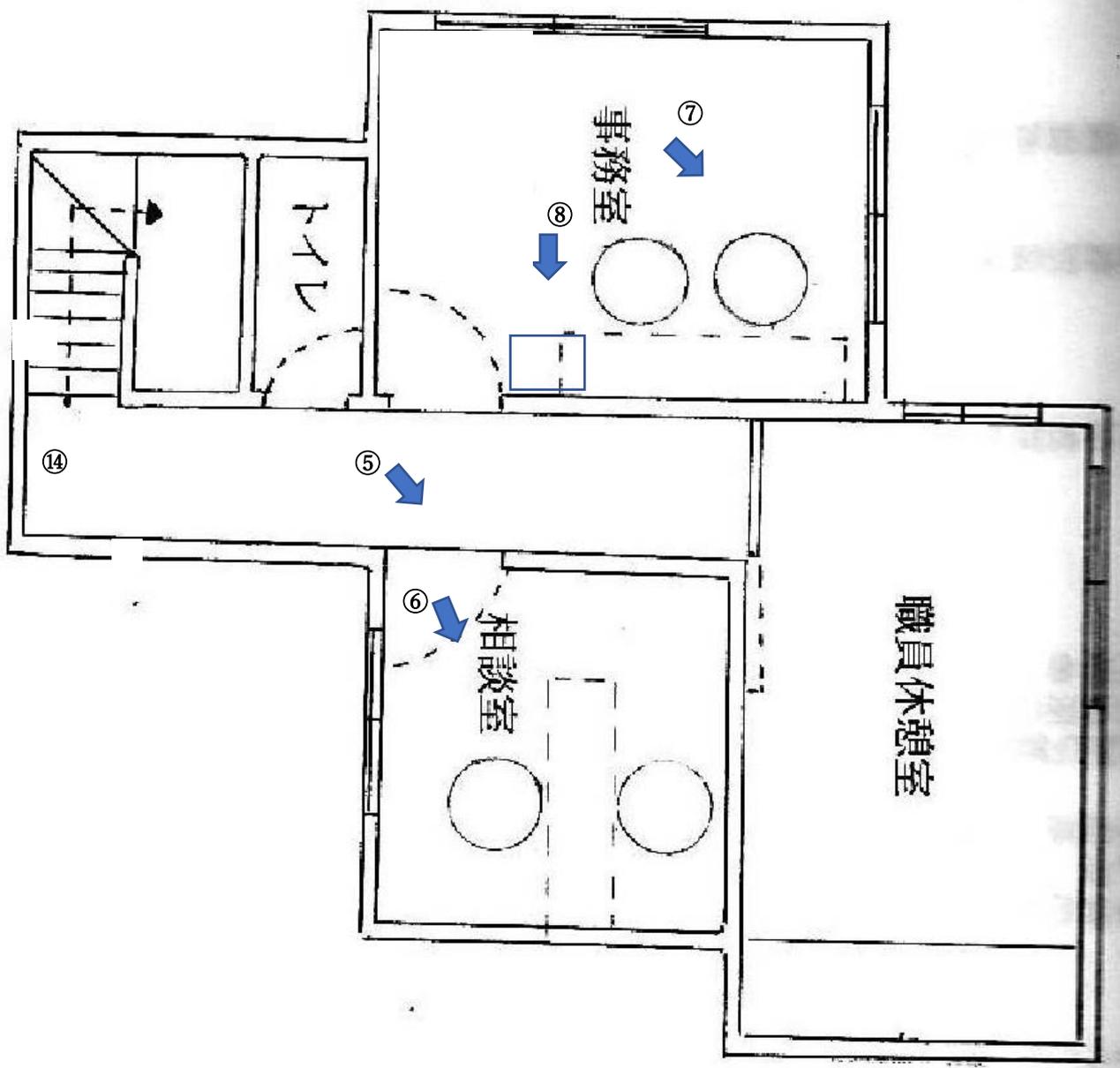


1階

N



2階



【現地写真】 デイサービス あかり
(令和6年3月19日撮影)



① 外観



② 玄関



③ 食堂兼機能訓練室



④ 静養室



⑤ 相談室 (外から)



⑥ 相談室

【現地写真】 デイサービス あかり
(令和6年3月19日撮影)



⑦ 事務室



⑧ 書庫



⑨ 浴室



⑩ トイレ



⑪ 洗面台)



⑫ 台所

【現地写真】 デイサービス あかり
(令和6年3月19日撮影)



⑬ 誘導灯 (1F)



⑭ 誘導灯 (2F)



⑮ 消火器

②リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部

申請者	横須賀市大矢部3-1-3大矢部医療・福祉プラザ 株式会社ヴィクトリー 代表取締役 大野 健男
事業所名称	リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部
事業所の所在地	横須賀市大矢部3-1-3大矢部医療・福祉プラザ1F
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和6年4月1日
利用定員	17人
実施単位数	2単位
営業日	月曜日から土曜日 (祝日は含まない。12月30日～1月3日まで休業)
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	1単位目8:50～12:00 2単位目13:20～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	なし

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

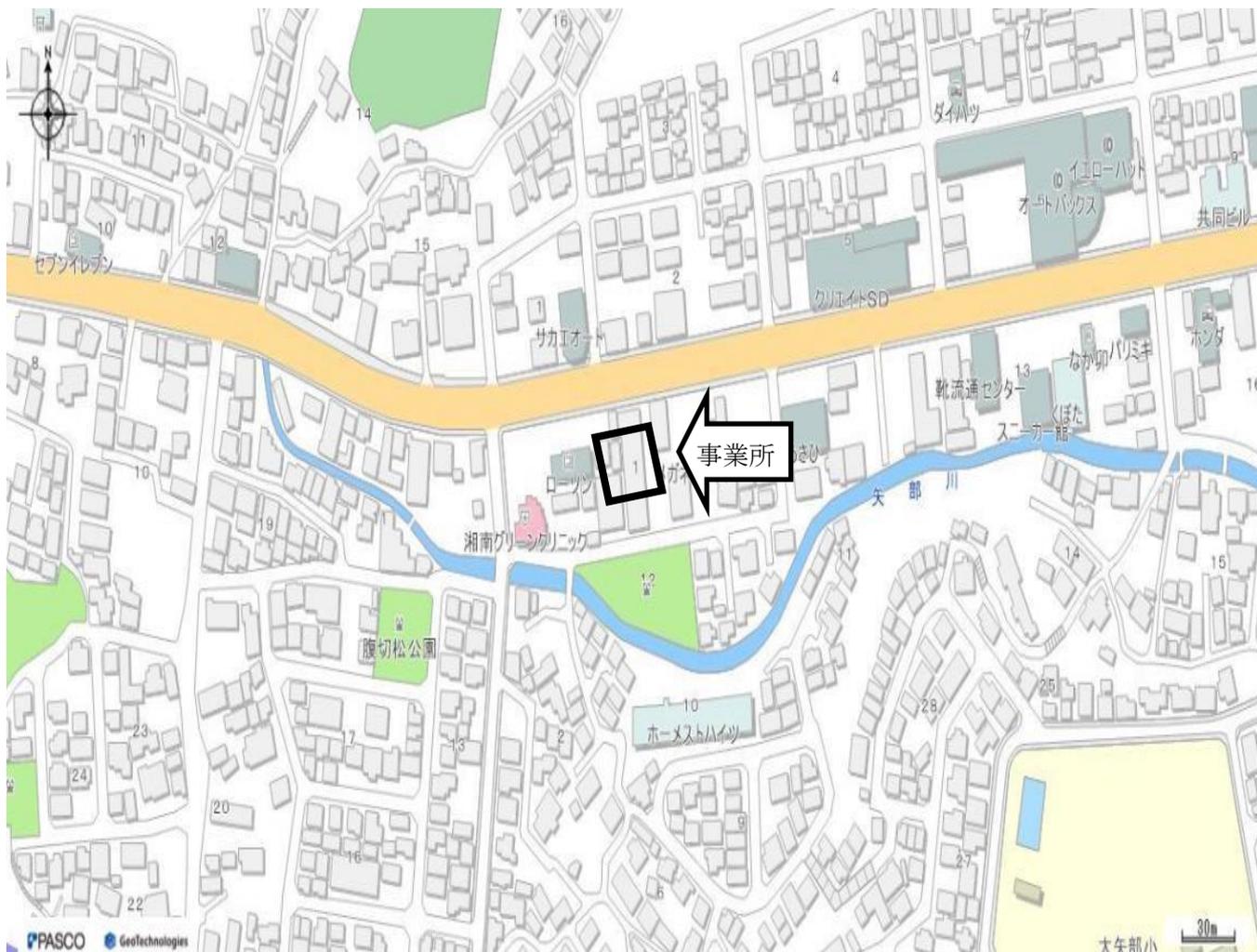
		要件	指定案件 (リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部)	
人員基準	管理者	常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間 (専従) の合計 / サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 (社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者) ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 (介護福祉士1人・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上勤務2人)
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	提供時間帯の勤務時間 (専従) の合計 / サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	/
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 看護師又は准看護師	適正に配置 (看護師1人・准看護師2人)
		介護職員	提供時間帯の勤務時間 (専従) の合計 / サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	適正に配置 常時2人以上の介護職員を配置
	生活相談員又は 介護職員		1以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤2人
	機能訓練指導員		1以上 (事業所の他の職務と兼務可能) 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 / 准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師 / きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人 柔道整復師2人 准看護師2人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$56.77 \text{ m}^2 \geq 51 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（パーテーションを設置）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（パーテーションを設置）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員17人

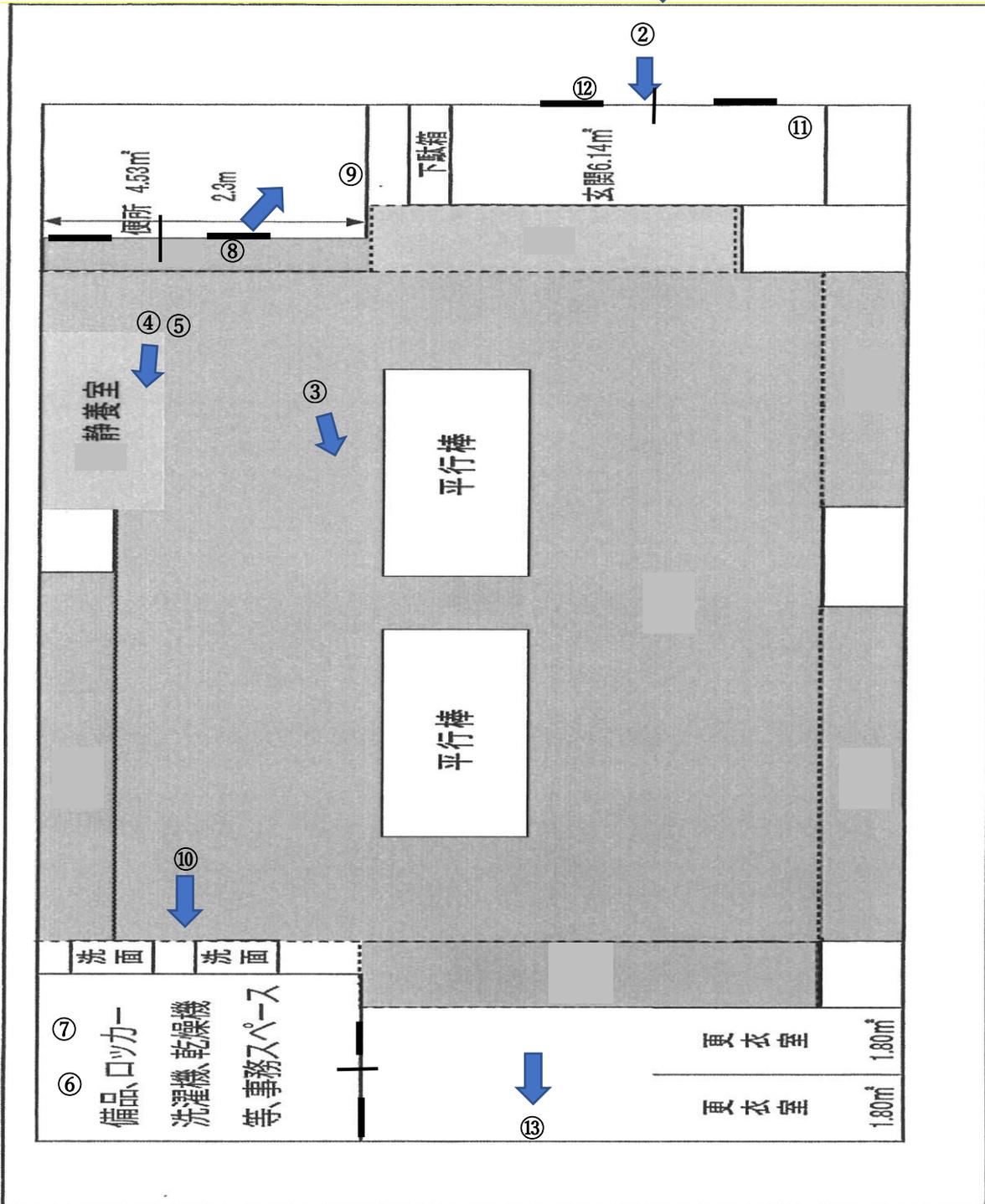
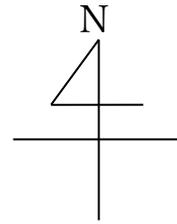
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部 位置図

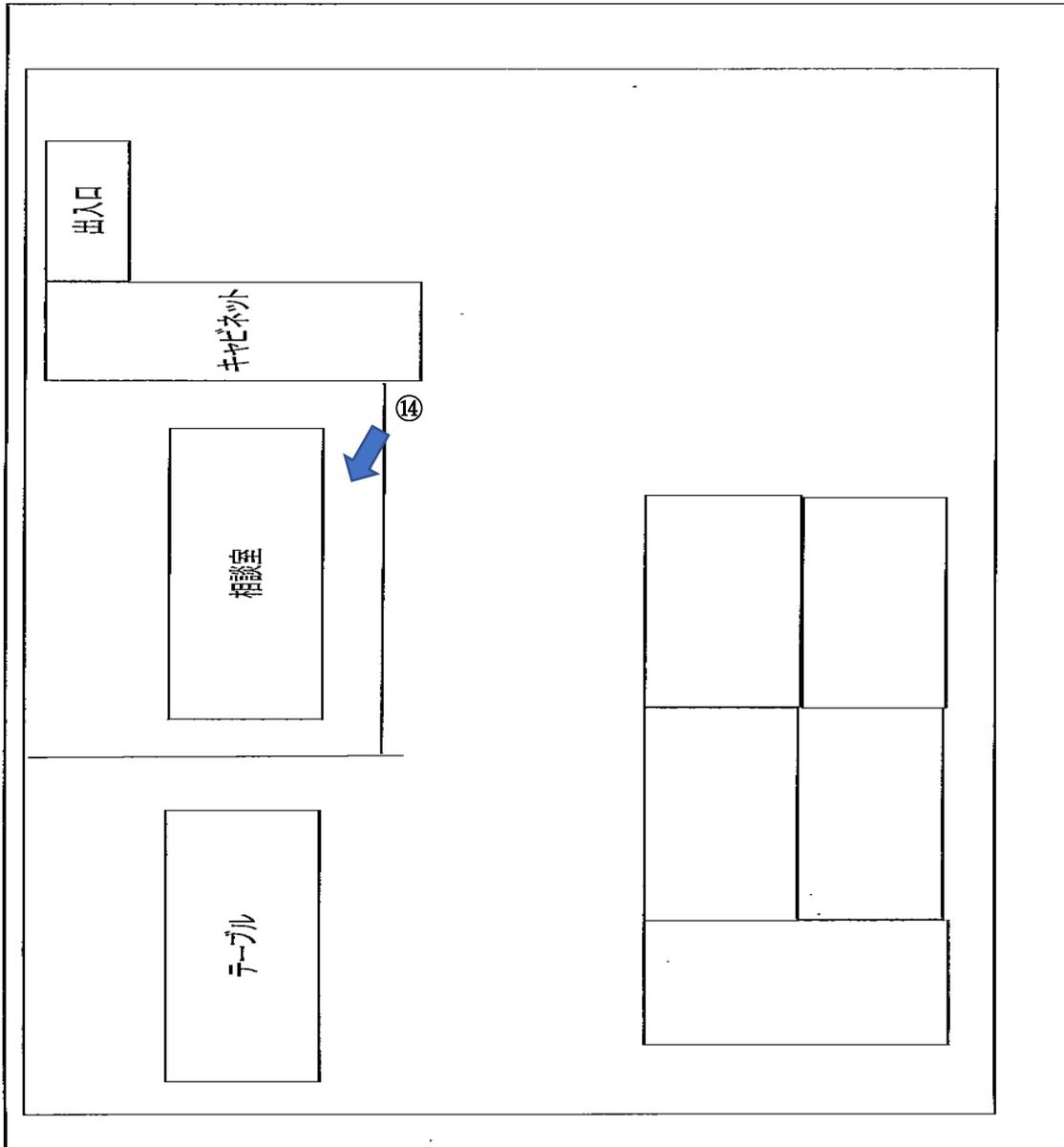


リハビリセンターアイ・ウィッシュ大矢部 平面図

1階



3階 相談室（1、2F 共用）



【現地写真】リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部
(令和6年3月19日撮影)



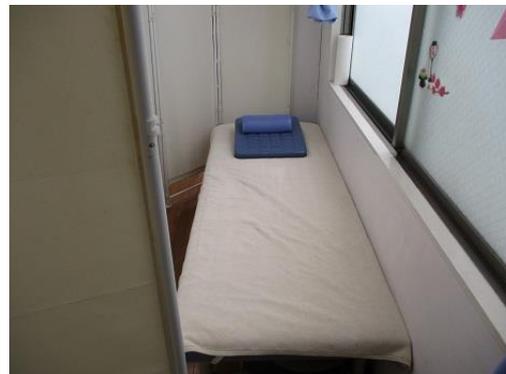
① 外観



② 玄関



③ 食堂兼機能訓練室



④ 静養室



⑤ 静養室 (パーテーションを半分閉めたところ)



⑥ 事務室

【現地写真】リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部
(令和6年3月19日撮影)



⑦ 鍵付き書庫



⑧ トイレ



⑨ トイレのブザー



⑩ 洗面台



⑪ 消火器



⑫ 誘導灯 (入口)

【現地写真】リハビリセンター アイ・ウィッシュ大矢部
(令和6年3月19日撮影)



⑬ 誘導灯



⑭ 相談室

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①花物語はまゆう三春町

申請者	神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂
事業所名称	花物語はまゆう三春町
事業所の所在地	横須賀市三春町6-85-39
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和6年6月1日
利用定員	9人
共同生活住居数	1ユニット
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	家賃 55,500円 食材費 36,000円 管理費 23,000円 光熱水費 25,000円 理美容代、オムツ代、パット代等 その他日常生活上必要な費用 実費
協力医療機関	医療法人リファインネット 横須賀南クリニック 石井歯科医院

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区分	要件	指定案件 (花物語はまゆう三春町)
事業の代表者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者	当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。
	次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和2年2月修了
管理者	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は兼務が可能）	常勤兼務 ※当該事業所と同一建物内に所在する通所介護事業所の管理者及び生活相談員との兼務
	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事 認知症対応型サービス事業管理者研修 令和5年6月修了
計画作成担当者	ユニットごとに配置	適正に配置（1名配置）
	計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員 （併設する指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該事業所の効果的は運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは介護支援専門員である計画作成担当者をおかないことができる） 認知症介護実践者研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。	適正に配置（1名配置） 認知症介護実践者研修 平成17年6月修了
介護従業者	日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 （例）ユニットの利用者9人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く）15時間の間に3人×8時間（常勤職員の1日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置 （常勤換算で3人以上配置）
	夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上	適正に配置（1名配置）
	ユニットごとに1人以上常勤	適正に配置（常勤4名配置）

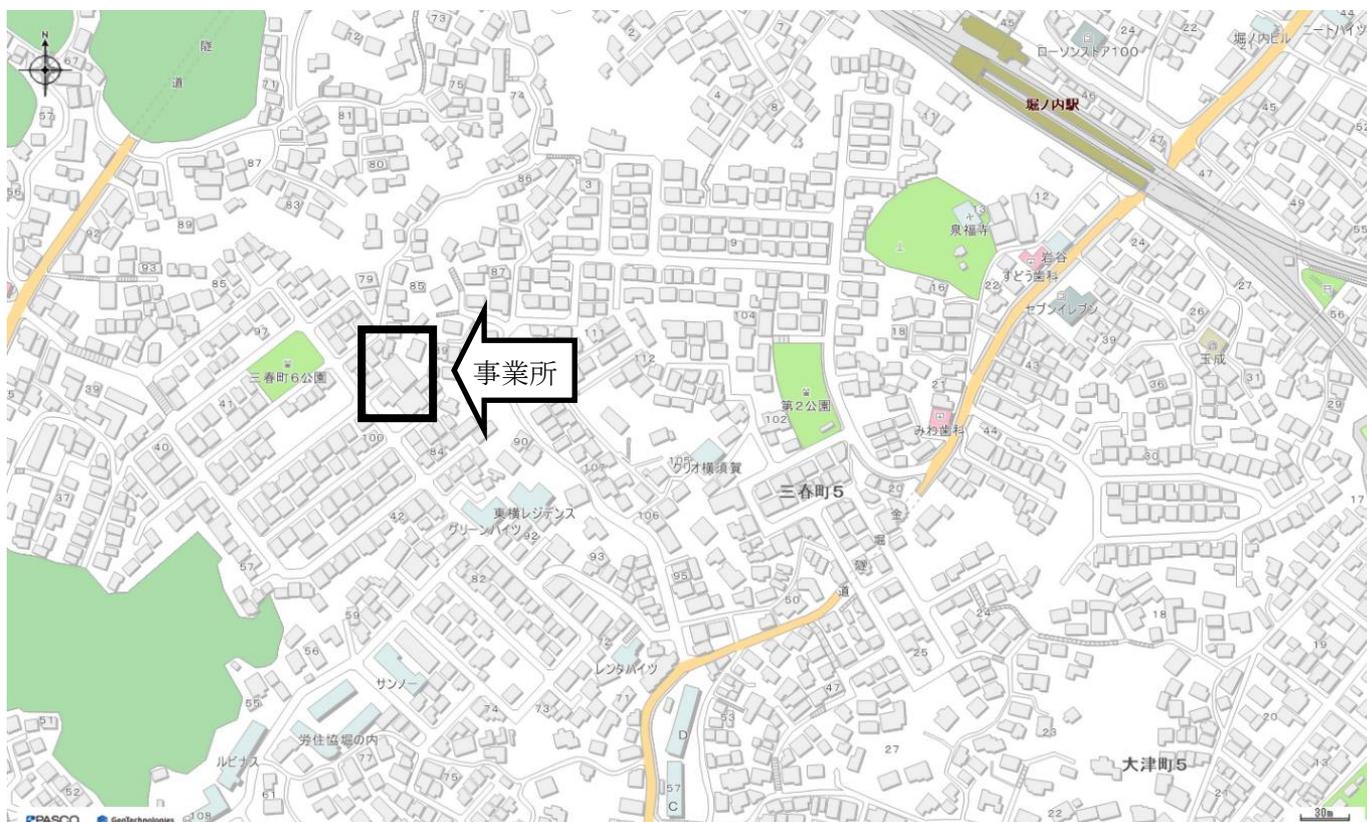
人員基準

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

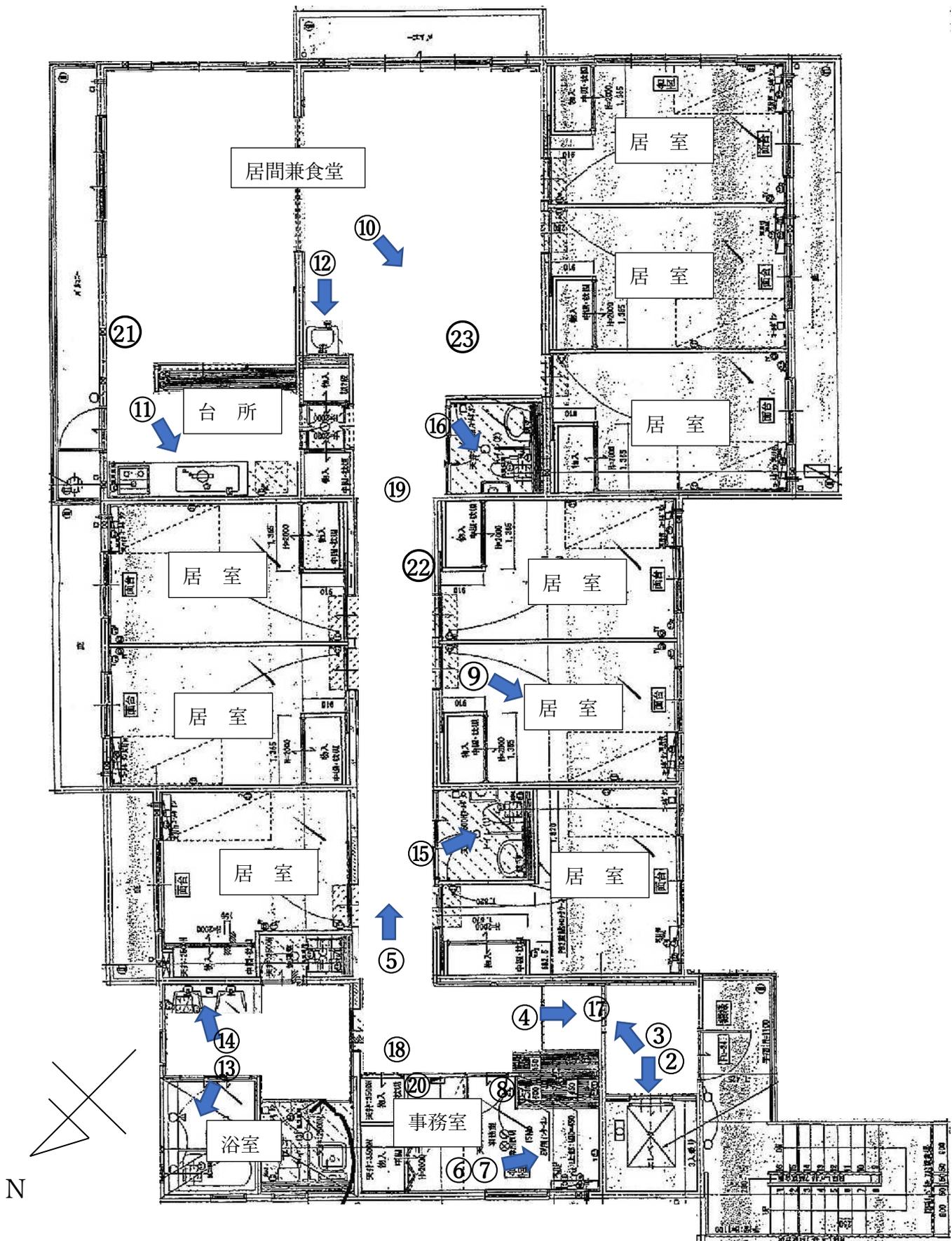
区 分		要 件	指定案件 (花物語はまゆう三春町)
設備 基準	共同生活住居	1又は2ユニット	1ユニット
	入居定員	5人以上9人以下（1ユニットあたり）	9人
	居室	定員は1名。ただし、利用者の処遇上必 用と認められる場合は2名可能。 ----- 床面積は7.43㎡以上	個室9室 最小の居室面積は9.56㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、自動通 報装置

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

花物語はまゆう三春町 位置図



花物語はまゆう三春町 平面図



【現地写真】花物語はまゆう三春町
(令和6年5月21日撮影)



① 外観



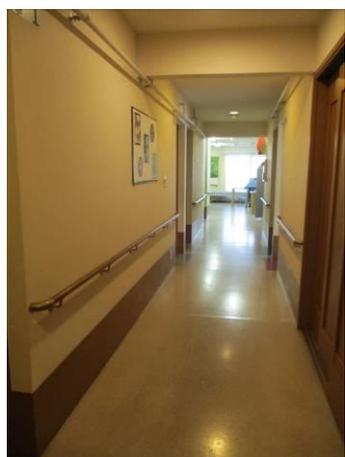
② エレベーター



③ 玄関 (外から)



④ 玄関



⑤ 廊下



⑥ 事務室

【現地写真】花物語はまゆう三春町
(令和6年5月21日撮影)



⑦ 鍵付き書庫



⑧ 自動通報装置



⑨ 居室



⑩ 居間兼食堂



⑪ 台所



⑫ 手洗い

【現地写真】花物語はまゆう三春町
(令和6年5月21日撮影)



⑬ 浴室



⑭ 洗面所



⑮ トイレ



⑯ トイレ



⑰ 誘導灯



⑱ 誘導灯

【現地写真】花物語はまゆう三春町
(令和6年5月21日撮影)



①⑨ 誘導灯



②⑩ 消火器



②⑪ 消火器



②⑫ 火災報知器



②⑬ スプリンクラー